

eL-QRを活用した公金収納の 開始に向けた留意事項等について 【2.0版】

令和8年2月
総務省自治行政局市町村課
行政経営支援室

はじめに

- eL-QRを活用した公金収納は、①住民・事業者の利便性向上、②金融機関の事務負担軽減、③地方公共団体の事務負担軽減の3つのメリットの実現を目指すものです。（→資料A・B）

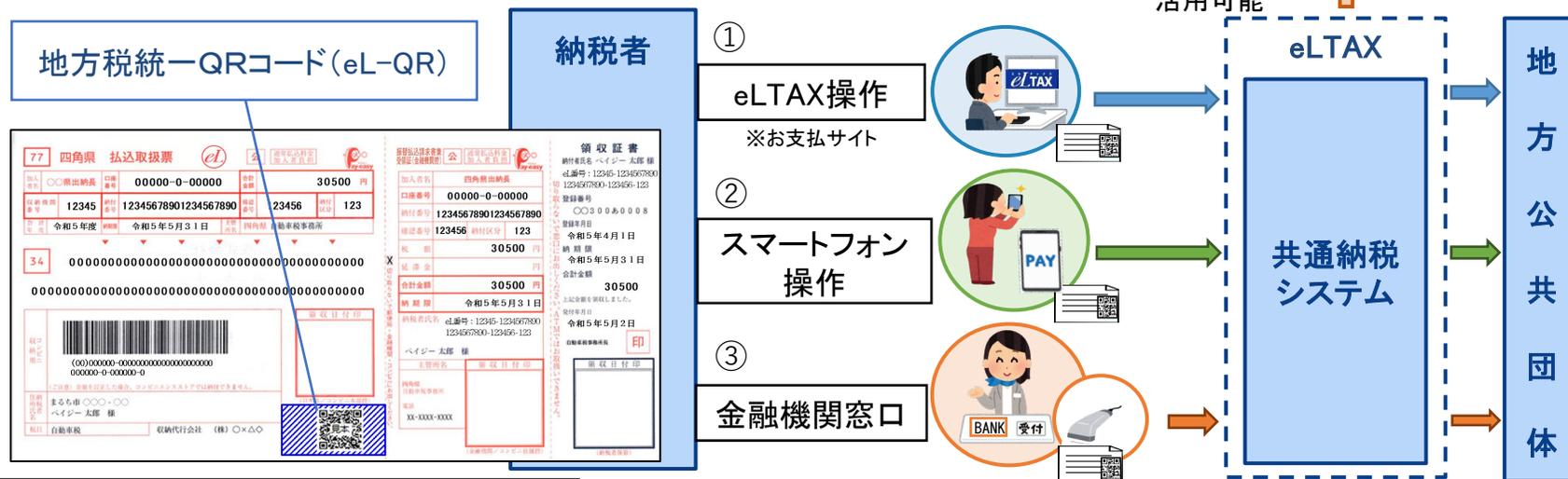
- ①住民・事業者の利便性向上 : 住民のキャッシュレス決済に対するニーズの高まりへの対応として、支払い手段と支払い可能な金融機関の選択肢を広げることができるほか、地方公共団体の区域をまたいで事業活動を行う事業者にとって、公金の支払い手段や支払い可能な金融機関が同一となることで事務負担の軽減が見込まれる。
- ②金融機関の事務負担軽減 : 紙の納付書の仕分け・管理等が金融機関の大きな事務負担となっているが、eL-QRを活用した公金収納では、紙の納付書の仕分け・管理等は不要となり、事務負担の軽減が見込まれる。
- ③地方公共団体の事務負担軽減 : 納付情報が自動でデータ化されるため、入力事務等の省力化が見込まれるほか、スマホ決済アプリ事業者等との契約業務や手数料の交渉を地方税共同機構が行うため、これらの事務負担の軽減が見込まれる。

- 国及び地方税共同機構においては、eL-QRを活用した公金収納の令和8年9月の開始に向けて、eLTAXの改修、関係法令の整備等の取組を進めています。
- この取組を進めるに当たって、地方公共団体ごとに、導入している決済手段の状況や、納付書を発行するシステムの状況、収納消込の事務手順などは様々であり、システム改修等の取組の検討に際しては、取組の工程ごとに留意すべき事項があります。
- 総務省において、eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項をまとめ、令和7年2月に通知したところです。その後の動向を踏まえ、令和8年2月に見直しを行いました。
- 上記の3つのメリットがあることに加え、規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）（→資料C）の記載も踏まえれば、eL-QRを活用した公金収納は全国的な導入が期待されます。各地方公共団体においては、本資料も活用の上、積極的な検討をお願いします。

地方公金のeLTAX経由での納付

- eL-QRを活用し、令和8年9月24日以降、公金の電子納付が可能に
 - 住民や事業者の利便性向上に加え、地方公共団体・金融機関の業務効率化を目指す
- 地方税共同機構、地方公共団体、金融機関、関係省庁と連携して準備を進めているところ
- eL-QRを活用した公金収納のデジタル化に対応するための**財務会計システム等の改修にかかる経費について、令和7年度より新たに創設するデジタル活用推進事業債の対象とする**

■ eLTAXを通じた電子納付(イメージ)

地方税の全税目で活用可能 **+** 地方公金へ拡大

eL-QRを活用した公金納付の対象

- ア いずれの団体も相当量の取扱件数がある公金
(**国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料**)
- イ その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金 (**道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等**など)
- ウ 普通会計に属する全ての公金 (歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金を含む。) 並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金および下水道使用料

※上記ア～ウの公金と同一の口座で受け入れる公金についても、対象とすることが可能。

eL-QRを活用した公金収納のデジタル化で実現すること

保険料や水道料金など自治体の公金収納のために推計で年間4億件近い納付書が作成され、その多くが紙・対面での支払い

→ 統一のeL-QRを活用し、支払い手段の多様化と収納管理事務の省力化が可能に



eL-QRを表示

- ・ 財務会計システムなど、収納管理に使用しているシステムにコード作成、ファイル連携機能を追加することで可能
- ・ 自治体と決済事業者の契約事務は不要

eL-QRに対応すると...

決済サービス



現状

自治体ごとに利用できる決済サービス等が不揃いでわかりづらい

導入後

47事業者・29アプリで支払いが可能になる

※令和8年1月31日時点

窓口での納付



自治体が指定する金融機関でしか支払いできない

全国の金融機関で支払いが可能になる

収納管理事務



納付書の仕分け・データ入力作業が膨大

支払い情報が自動でデータ化され、業務が省力化

規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）

デジタル庁、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）について、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」（令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）等に基づき、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。（遅くとも令和8年9月までに措置）

デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。（前段の時期以降速やかに措置）

eL-QRを活用した公金収納の 開始に向けた工程と 留意すべき事項

eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項

目次

ステップ1	庁内の体制整備、対象公金の選定、システム改修・事務フローの見直し内容検討	…P7
ステップ2	予算要求	…P18
ステップ3	システム改修	…P20
ステップ4	関係機関との調整	…P30
ステップ5	団体連動試験	…P33
ステップ6	運用開始に向けた体制整備	…P36

eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項

ステップ1 庁内の体制整備、対象公金の選定、システム改修・事務フローの見直し内容検討

- eL-QRを活用した公金収納の導入は、庁内の複数の部署に関連するものであるため、とりまとめ担当課（最終的に出納情報の統合を行う会計担当課を主に想定）を決定する。
- とりまとめ担当課は、下記の対象公金を踏まえ、公金事務を行う原課と調整のうえ、対象とする公金の選定を行う。
- 対象公金の選定後、改修が必要となるシステムや見直しが必要な事務フローの特定を行う。
- 地方税共同機構の公開仕様書を踏まえ、とりまとめ担当課を中心に、公金事務を行う原課、財務会計システムのベンダー、個別の業務システムのベンダーとの間で、情報共有・相談をしながら、システム改修・事務フローの見直し内容について検討を行う。

【対象公金】

- ア いずれの団体においても相当量の取扱件数がある公金（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）
- イ その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）
- ウ 普通会計に属する全ての公金（歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金を含む。）並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料（加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金を含む。）

※上記ア～ウの公金と同一の口座で受け入れる公金についても、対象とすることが可能。

（次ページへ続く）

eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項

ステップ1 庁内の体制整備、対象公金の選定、システム改修・事務フローの見直し内容検討

(前ページ続き)

(留意事項)

- ・ とりまとめ担当課は、各公金間のシステム改修内容の調整や、総務省・地方税共同機構からの情報の整理、進捗状況の把握等を中心的に行うことが考えられるが、原課が収納しているものも含めて、幅広く公金収納の現状を把握し、積極的に対応を検討すること。(→資料1-1)
- ・ 特に、7ページのア及びイの公金については、全国的に共通の取扱いとすることで大きな効果を生むものであり、改正法の施行(令和8年9月24日)以後、早期の運用開始に向けて準備を着実に進めること。ただし、システムの改修時期が迫っているなどの合理的な事由がある場合には、団体の実情に合わせて適切に対応すること。
- ・ 対象公金の選定に当たっては、口座と紐づく共通納税機関コードが、団体あたり3つまでとされていることを踏まえ検討すること。
この際、現状複数口座で収納を行っている場合などに、eL-QR用の入金口座を別途設け、そこから該当口座に振替を行うこととしている例なども参考にされたい。(→資料1-2)
- ・ 地方税共通納税システムとの連携に当たっては、LGWANまたはインターネット接続が必要となるため、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」や各団体のセキュリティポリシーを踏まえて適切に対応すること。(→資料1-3)

(次ページへ続く)

eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項

ステップ1 庁内の体制整備、対象公金の選定、システム改修・事務フローの見直し内容検討

(前ページ続き)

(留意事項)

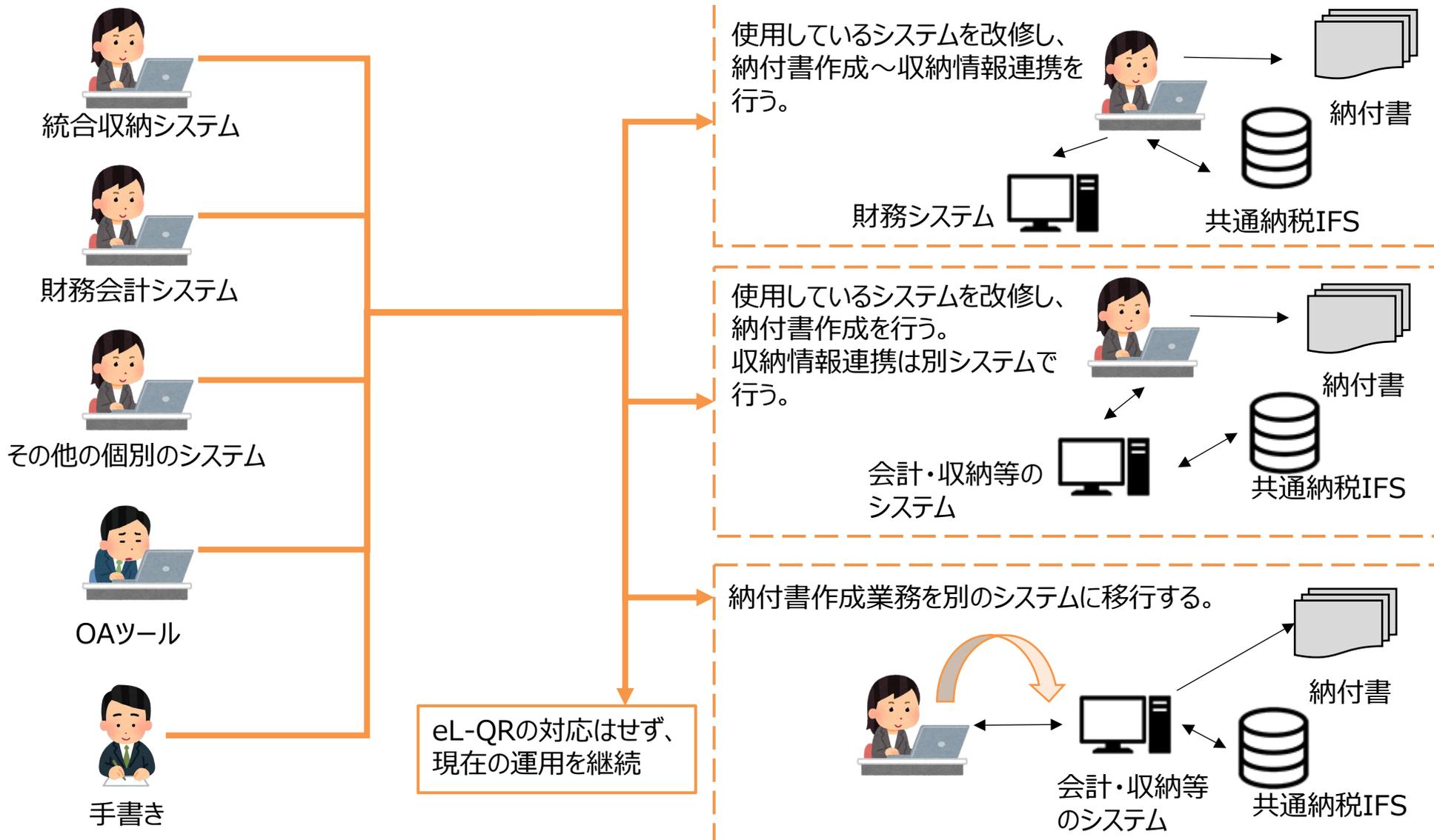
- ・ 改修が必要となるシステム・見直しが必要な事務フローの特定に当たっては、単にeLTAXに情報連携する部分だけでなく、コンビニ収納等他の収納チャネルも含めた収納消し込み作業や、決算データの生成作業など関連する事務に係る検討を幅広く行うこと。

なお、複数の地方公共団体・ベンダーにヒアリングのうえ、想定されるシステム構成等の例を作成したので検討の参考とされたい。(→資料1-4、1-5)

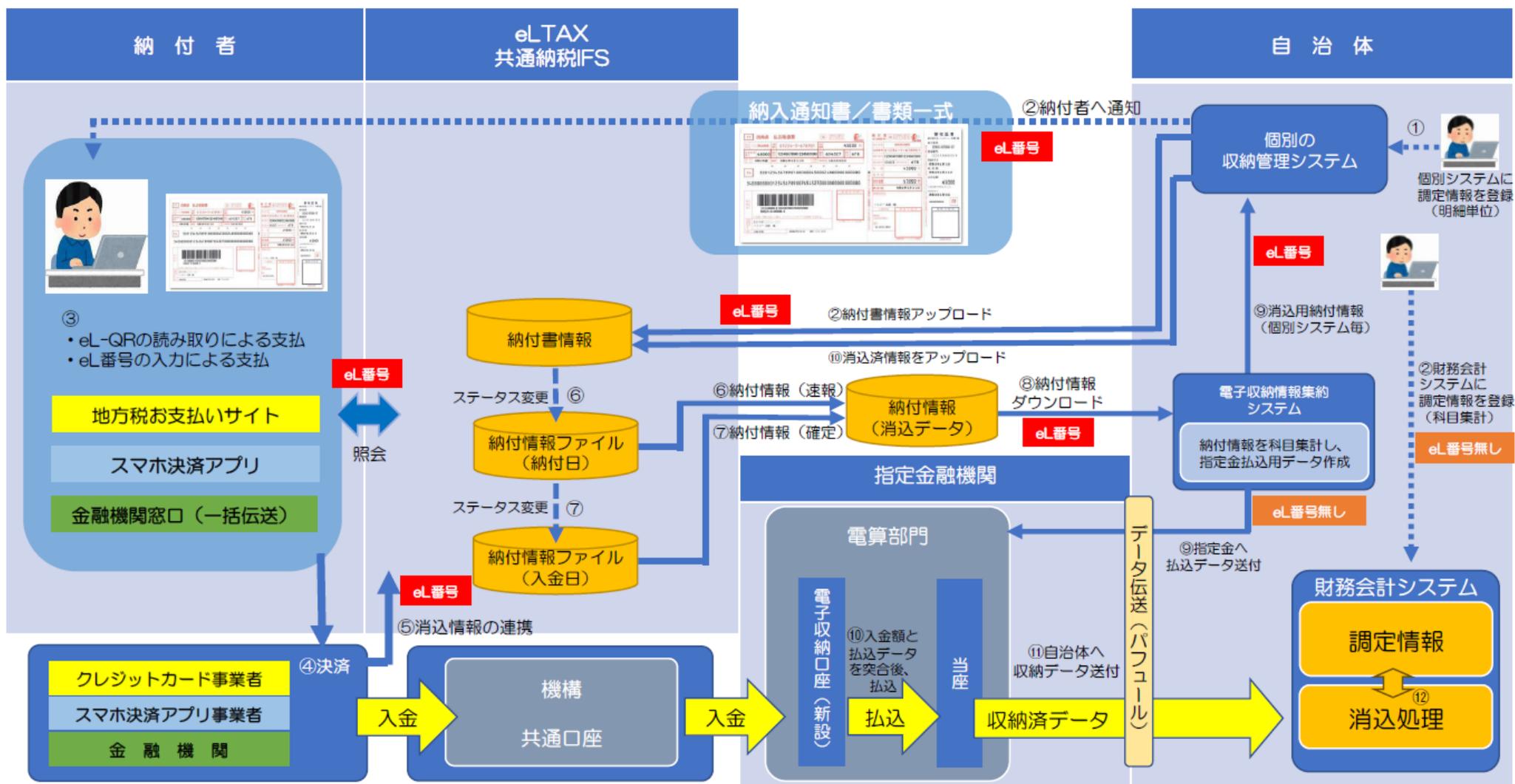
- ・ 改正後の地方自治法において政令及び総務省令に委任された規定については、地方自治法施行令及び同法施行規則が改正された。地方税共同機構に特定収納事務を行わせる歳入等については、各地方公共団体の告示で定める必要があるが、その様式等については地方公共団体の任意で差し支えない。告示の参考例をお示しするので参考とされたい。(→資料1-6)
- ・ 歳出の過払い等による戻入金についても、eL-QRを活用して行うことが可能であることを令和7年11月に通知したこと。(→資料1-7)
- ・ 現時点で導入時期を未定とされている団体も含め、この取組は全国的に導入されることでより大きな効果が期待されるものであり、これから準備に着手する団体においても、公金の収納管理を行うシステムの改修に向けた予算化の検討を行い、令和8年度から9年度にかけてシステムの改修を行うことで、令和10年4月から収納を開始することが可能になるものと考えため、可能な限り令和10年4月から収納開始できるよう、改めて積極的な検討を行うこと。

各業務における納付書作成の現状を把握

eL-QRの活用対象とする公金と対応方法を検討



福岡県：eLTAXを用いた税外公金収納の全体フローイメージ



補足1：個別の収納管理システムにおけるeLTAXを用いた収納イメージ。

補足2：①～⑫において、同番号は、ほぼ同タイミングで実施と想定。

地方公共団体の情報セキュリティポリシー

税務

公金

❖ 情報セキュリティポリシー

- ◇ 組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書

❖ 地方公共団体における情報セキュリティポリシー

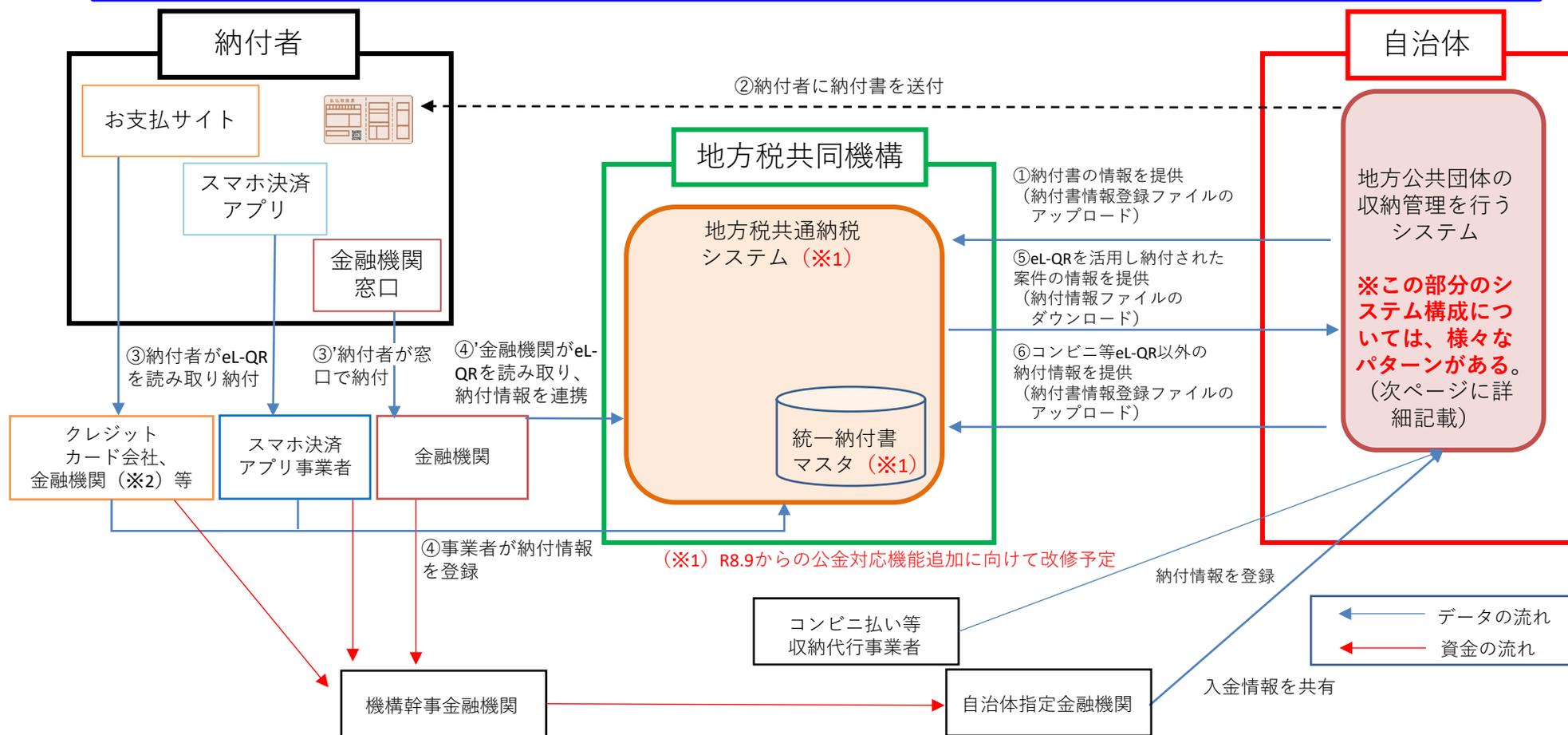
- ◇ 保有する情報資産を守るに当たって自ら責任を持って確保するために、団体が組織の実態に応じて自主的に策定。

❖ ガイドライン

- ◇ 総務省が「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を作成。
- ◇ 各団体の情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方や内容について解説。

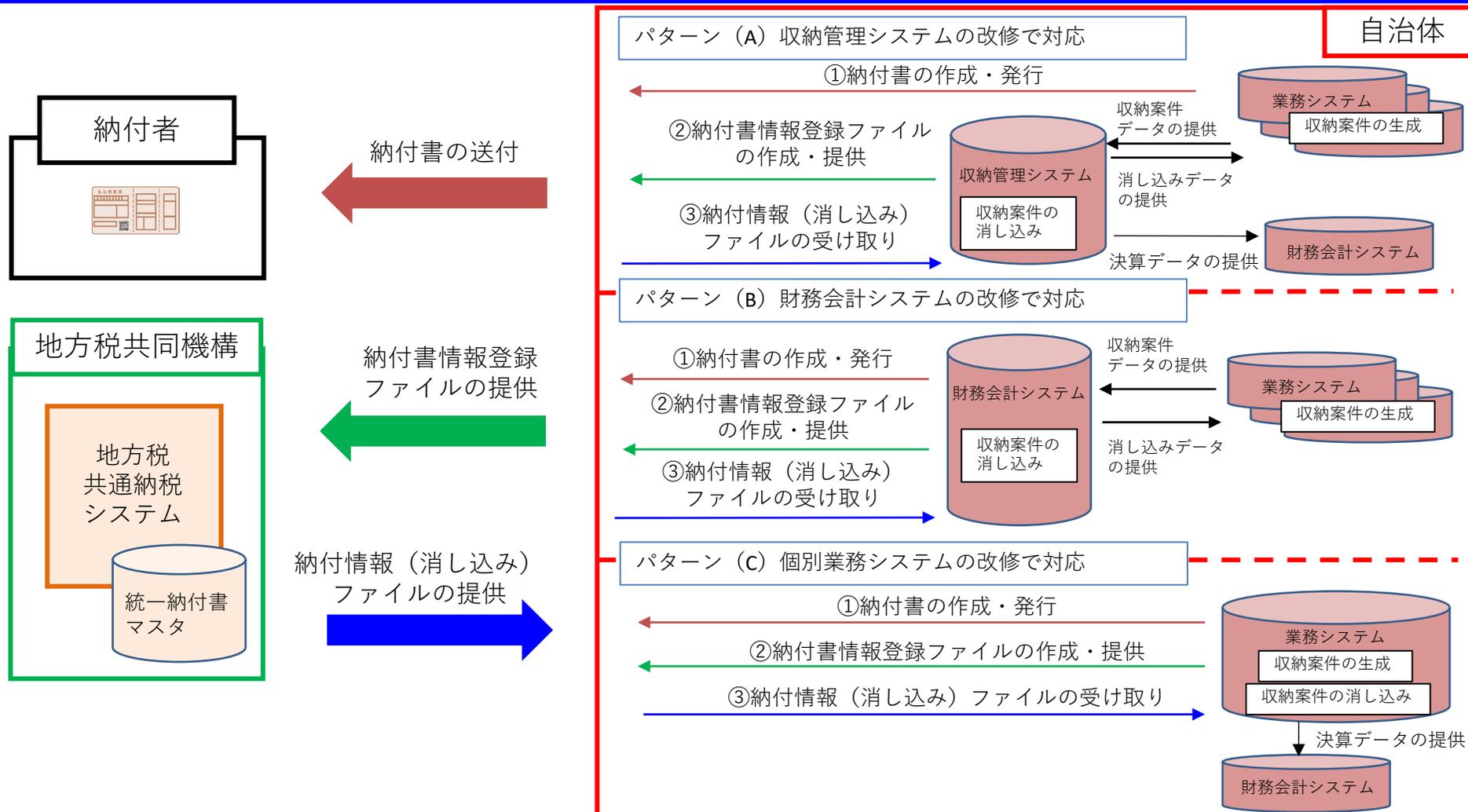
eL-QRを活用した公金収納の全体の流れ

- eL-QRを活用した公金収納を行う際の、地方公共団体・地方税共同機構・納付者・金融機関・事業者等のデータ及び資金の流れは下記に示すとおり。
- 地方公共団体内のシステム構成の状況は、団体ごとに異なるため、次ページを参考に、団体内でどのようなシステム改修が必要かを把握する必要がある。



(※2) インターネットバンキング、ページ番号を発行してのATM操作等

- eL-QRに対応するために地方公共団体内システムに必要となる機能は、大別すると以下のとおり。
 - ① eL-QRを印字した納付書の作成・発行機能
 - ② eL-QRで納付を行う案件情報をeLTAXに登録する機能
 - ③ ②で登録した案件に対する納付・入金情報をeLTAXから受け取る機能



地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 237 号。令和 7 年 7 月 2 日公布）

地方自治法の改正事項

- 地方公共団体の長が指定する公金（**政令で定めるもの**を除く。）の収納事務に関する業務を地方税共同機構（eLTAXの運営主体）が行うこととする。（新地方自治法第243条の2の7第1項及び第2項）

地方自治法施行令の改正事項

- 地方自治法に基づき地方税共同機構が行う収納事務の対象から除くものとして、現行の地方税法等に基づき既に地方税共同機構が収納事務を行うこととされている**地方税、地方法人特別税、森林環境税及び特別法人事業税**（これらの附帯債権を含む。）を定める。
- 地方税共同機構に特定収納事務を行わせる場合について、**地方税法施行令の関係規定を準用**する。

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 87 号。令和 7 年 8 月 26 日公布）

地方自治法の改正事項

- 地方公共団体の長は、歳入等のうち、納入義務者が**総務省令で定める方法**により納付するものであって、その性質上その収納に関する事務を機構に行わせることが適当でないものとして**総務省令で定めるもの以外のもの**の収納に関する事務を地方税共同機構に行わせるものとする。（新地方自治法第243条の2の7第2項及び同項第2号）

地方自治法施行規則の主な改正事項

- 「総務省令で定める方法」として、歳入等の納付に関する書類であって地方税統一QRコードに格納されている符号を用いて納付する方法を定める。
- 「その性質上その収納に関する事務を機構に行わせることが適当でないものとして総務省令で定めるもの」について、地方自治法施行規則第12条の2の20第1項の規定を準用する。（適当でないものとして、**地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の地方公共団体から交付される歳入並びに繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金**を定める。）
- 地方税共同機構に特定収納事務を行わせる場合について、**地方税法施行規則の関係規定を準用**する。

※ 地方公共団体の長は、機構に特定収納事務を行わせるときは当該歳入等その他総務省令で定める事項を告示しなければならぬ（新自治法第243条の2の7第3項）こととされているが、当該規定に基づく総務省令で定める事項がないことから、現時点では当該規定を設けられないこととする。

施行日は令和 8 年 9 月 24 日（令和 7 年政令第 396 号 地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行日を定める政令）

(参考) 告示例 (1)

〇〇市告示第〇号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第二項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下、特定収納事務）を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

令和八年〇月〇日 〇〇市長 〇〇

1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和八年〇月〇日

2 特定収納事務に係る歳入等

(例)

- ・ 地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に基づく政令に定める方法により納付されるもの
- ・ 〇〇部、〇〇部および〇〇部の所管に属するする歳入等及びこれらに係る誤払金等の戻入
- ・ 手数料、負担金、分担金、・・・
- ・ 〇〇法に基づく〇〇金、〇〇条例に基づく〇〇料、・・・
- ・ 〇〇料、〇〇料、〇〇金・・・、各種料金等

※歳入等の指定は対象が特定できる限り、団体任意の表現で差し支えない。

(参考) 告示例 (2)

〇〇市告示第〇号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第二項の規定により、特定歳入等を次のように定める。

令和八年〇月〇日 〇〇市長 〇〇

特定歳入等	特定歳入等を定めた日
〇〇料	令和〇年〇月〇日
〇〇料	令和〇年〇月〇日

※ 上記は参考であり、書式・告示事項を定めるものではない。法定事項（機構に取り扱わせる歳入等）が告示されている限り、任意の書式を用いて差し支えない。

※ 自治法第243条の2の7第3項で告示すべき事項として、地方税共同機構に収納を行わせる歳入等の種類の他、「その他総務省令で定める事項」が挙げられているが、総務省令で定めている事項はない。

※ 特定歳入等として指定した歳入について、納付書にeL-QRを表示する（地方税共同機構に収納を行わせる）義務が地方公共団体に生じるものではない。

戻入に関する取扱方針

- eL-QRを活用した公金収納の対象は、歳入等（歳入及び歳入歳出外現金 ※地方税等を除く）としているが、歳出の誤払い金等の戻入に関し、eL-QRの活用を可能とするよう地方公共団体から要望をいただいていたところ。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第159条により、現行制度上、歳出の誤払い金等は、「収入の手続の例により」戻入することとされており、地方公共団体の実務においては、歳入等の収入の手続と同様に行われている。
- このため、eL-QRの活用可否に関し、歳入等と別の取扱いとする理由も無いものと考えられることから、誤払い金等の戻入に関しても、eL-QRを活用して行うことが可能である。

●地方自治法（昭和22年法律第67号）

（特定歳入等の収納）

第二百四十三条の二の七 地方税共同機構（以下この条において「機構」という。）は、歳入等（地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）その他の政令で定めるものを除く。次項及び第六項において同じ。）の収納に関する事務の合理化及び納入義務者の利便の向上に寄与するため、次項に規定する特定収納事務に関する業務を行う。

2 普通地方公共団体の長は、歳入等のうち、納入義務者が総務省令で定める方法により納付するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるもの（以下この条において「特定歳入等」という。）の収納に関する事務（次項及び第四項において「特定収納事務」という。）については、政令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

一・二（略）

3～9（略）

（政令への委任）

第二百四十三条の五 歳入及び歳出の会計年度所属区分、予算及び決算の調製の様式、過年度収入及び過年度支出並びに翌年度歳入の繰上充用その他財務に関し必要な事項は、この法律に定めるもののほか、政令でこれを定める。

●地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（誤払金等の戻入）

第一百五十九条 歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額及び資金前渡又は概算払をした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。

なお、歳出の戻入は性質上その多くが物品等の購入・借り受け、または役務の提供によって生じたものに該当しないと考えられることから、資料 3 - 5 をあわせて確認されたい。

eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項

ステップ2 予算要求

- システム改修には1年程度要する場合もあることから、eL-QRを活用した公金収納を開始する前年度の予算にシステム改修経費を計上することを検討する。
ただし、パッケージシステムをカスタマイズせずに利用している場合などには、軽微な改修にとどまる場合もあるため、予算計上の時期についてもベンダーとの間で事前に協議を行う。

(留意事項)

- ・ eL-QRに対応するためのシステム改修経費は、「デジタル活用推進事業債」の対象とされているため、これを踏まえて予算要求の検討を行うこと。 (→資料2-1)
この際、起債の対象となるのは、「eL-QRに対応するためのシステム改修」に限定されるため、それ以外の改修を併せて行う場合に、見積等により、明確に対象経費を区分できるようにすること。
(例) 財務会計システムの全体更新を行う場合に、「eL-QR付納付書を発行するための機能」「eLTAXに納付情報を登録する機能」「eLTAXから消し込み情報を受け取る機能」に係る経費を明確に区分する。
- ・ とりまとめ担当課は、公金事務を扱う原課と密に連携し、関連システムに係る予算要求に漏れがないか確認すること。
- ・ 標準化対象業務に係るシステムについては、所管省庁が示す標準仕様書の内容やスケジュール、財政措置の内容を踏まえ、予算要求を行うこと。

- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業費」について、対象事業及び事業費を拡充

1. 対象事業

デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置づけて実施する以下の事業

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

(1) 行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

① システムの導入（初期経費）

ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入

イ 共同調達によるシステムの導入

ウ **【新】サイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステムの導入**

（業務端末・システムへの不正アクセスを常時監視するシステム）

② 情報通信機器等の整備

ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入

イ 公共施設のネットワーク環境の整備

(2) 地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

（地域の課題解決）

- ・ 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
- ・ 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上 等

※公営企業が実施する事業については、一般会計からの負担又は助成を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする

（書かない窓口）



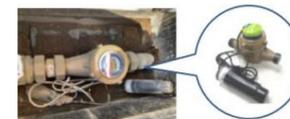
（オンライン申請）



（インフラ点検用ドローン）



（水道スマートメーター）



（オンライン診療）



（スマート農業）



2. 地方財政措置

デジタル活用推進事業債

充当率：90%

交付税措置率（地方単独事業）：50%

※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

3. 事業期間

令和11年度までの5年間

4. 事業費

令和8年度：1,500億円（令和7年度：1,000億円）

eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項

ステップ3 システム改修

- 地方税共同機構が発出している公開仕様書をはじめ、各種ドキュメントを参照のうえ、システム改修に係る仕様書を作成する。（→資料3-1）
- 個々のシステム改修の仕様書の作成は、他のシステムの改修内容や事務フローと整合的なものとする。

（留意事項）

- ・ 地方公共団体内で業務ごとに複数のシステムが納付書の発行や収納管理を行う場合においては、案件特定キーなどを活用し、個々の案件を一意に特定できるシステム構成となるよう関係者間で調整を行うこと。（→資料3-2）
- ・ eLTAXから共通納税機関コードごとに送付される納付情報ファイル（消し込み情報）等について地方公共団体内の各システムがそれぞれに必要なデータを取得できるよう、データ分割の方法について、関係課・ベンダーと調整を行うこと。
 - ※ 上記2点に関し、収納管理を財務会計システムに一元化する例や収納に係るデータの管理を委託する例等も参考にされたい。（→資料3-3）
- ・ 既に運用が開始されている地方税における、eL-QR読取りエラーの事例も踏まえ、仕様書の段階で、できる限りエラーが生じない設計となるよう、ベンダーと協議すること。（→資料3-4）
- ・ スマホ決済アプリ等事業者においてシステム制御が求められるため、特定の税目・料金番号を付すことが必要な公金について、必ず適切な税目・料金番号を付すことができるようにすること。（→資料3-5）
- ・ 標準化対象事務に係るシステム改修は、各省庁から示される標準仕様書を踏まえたものとする必要があることから、その内容について注視すること。

公開仕様書一覧（暫定版）

令和8年9月に開始を予定している地方税以外の公金収納にあたり、以下の仕様書を公開いたします。
 なお、現行システムの令和7年7月の機能改善までの内容で作成しており、内容に修正があるファイルに「O」を付けております。
 ※版数や制改訂日の修正など、内容に直接関係のない修正を除く
 また、最新の版数、公開日もご確認のうえ、仕様書の取得をお願いします。

項番	仕様書名			修正あり	版数	公開日
1	開発関連	全体概要	全体概要	全体概要（地方税共通納税システム）.pdf	○	R7.9.30
2			全体概要（別紙）	別紙：用語集.xlsx	○	R7.1.31
3			別紙：税目・料金番号一覧.xlsx	○	R7.1.31	
4		API仕様書	API仕様書	API仕様書（共通納税IFS）.pdf	○	R7.9.30
5		ファイルレイアウト仕様書	ファイルレイアウト仕様書	ファイルレイアウト仕様書（共通納税IFS）.pdf	○	R7.11.28
6			ファイルレイアウト仕様書（別紙）	別紙：ファイルレイアウト（共通納税IFS）.xlsx	○	R7.9.30
7				別紙：利用可能文字一覧（共通納税IFS）.pdf	○	R7.1.31
8				別紙：その他申告書等データの特定キーについて.xlsx	○	R7.11.28
9				別紙：アクワイア/利用アプリコード一覧.pdf	○	R7.1.31
10		コード仕様書	コード仕様書 （共通納税IFS）	表紙 コード仕様書.pdf	○	R7.4.18
11				01 コード仕様書変更履歴.xlsx	○	R7.4.18
12				02 コード一覧.xlsx	○	R7.1.31
13			03 コード定義書.xlsx	○	R7.4.18	
14			コード仕様書 （eLTAX）	表紙 コード仕様書.pdf	○	R7.6.30
15				01 コード仕様書変更履歴.xlsx	○	R7.6.30
16				02 コード一覧.xlsx	○	R7.5.20
17		03 コード定義書.xlsx		○	R7.6.30	
18	調達・構築	端末要件書	端末要件書（共通納税IFS）.pdf	○	R7.1.31	
19		接続仕様書	接続仕様書（共通納税IFS）.pdf	○	R7.7.25	
20		接続手順書	接続手順書（共通納税IFS）.pdf	○	R7.1.31	
21		接続手順書 別紙（被災時環境の疎通確認方法）.pdf	-	R7.1.31		
22	運用関連	地方団体運用マニュアル	地方団体運用マニュアル	地方団体運用マニュアル（共通納税IFS）.pdf	○	R7.9.30
23			別紙：担当者情報ファイル、権限グループ情報ファイルのイメージ.xlsx	○	R7.7.4	
24		納付書情報登録ファイルの作成と登録方法に関するガイドライン ※参考として現行版の一部を添付	納付書情報登録ファイルの作成と登録方法に関するガイドライン	別冊：【総務省】地方税統一QRコード（eL-QR）の取扱いに関する手引（1.0版）の送付について	○	R7.7.4
25				納付書情報登録ファイルの作成と登録方法に関するガイドライン.pdf	○	R7.7.4
26				別紙：サンプルデータ（共通納税IFS）【R7.1現行版】.xlsx	-	R7.1.31
27				サンプルデータ【R7.1現行版】	-	R7.1.31
28				納付書作成に関するガイドライン.pdf	○	R7.1.31
29				付属データ：eLマーク画像ファイル	-	R7.1.31
30				別紙：「QRコード」データレイアウト.xlsx	-	R7.1.31
31				別紙：納付書作成ヒヤリット集.xlsx	○	R7.1.31
32				別冊：【MPN】地方税統一QRコードを利用する帳票について	-	R7.1.31
33				別冊：【MPN】標準帳票ガイドライン	-	R7.1.31
34				別冊：【ゆうちょ銀行】地方税統一QRコード納付書の作成基準	○	R7.4.18
35				別冊：【ゆうちょ銀行】地方税統一QRコード納付書の審査申請手順	○	R7.4.18
36	別冊：【総務省】QR活用検討会	○	R7.1.31			

案件を特定するために活用できる番号等

①

②

③

④

(画像はMPN標準帳票の場合)

① 共通納税機関コード

団体ごとに3つを上限として地方税共同機構が付番。口座管理等に活用することを想定。

② 案件特定キー

案件を特定するための20桁の番号。地方公共団体が任意で付番できる。

③ 確認番号

納付書を特定（再発行等のため案件とは別途管理）するための6桁の番号。地方公共団体が任意で付番できる。

④ 税目・料金番号

収納対象の税目・料金種類を区分するための3桁の番号。MPNが管理する全国共通の番号。

- 案件特定キーは20桁を割り当てることができるが、同様に複数の種類の公金を扱っているコンビニ納付の場合は、収納機関等に割り当てられる21桁から、コンビニ収納代行業者が顧客識別のため使用する3～5桁を除いた16～18桁の番号で案件を一意に特定している。
- コンビニ納付を行っている団体においては、コンビニ納付の採番の仕方を活用しながら、残りを庁内で案件を特定するキーとして活用することが考えられる。
- また、これまでこのような採番ルールの整理を行っていない団体においても、このような考え方を参考に、複数システム間で重複がないような採番ルールを設定することが必要。

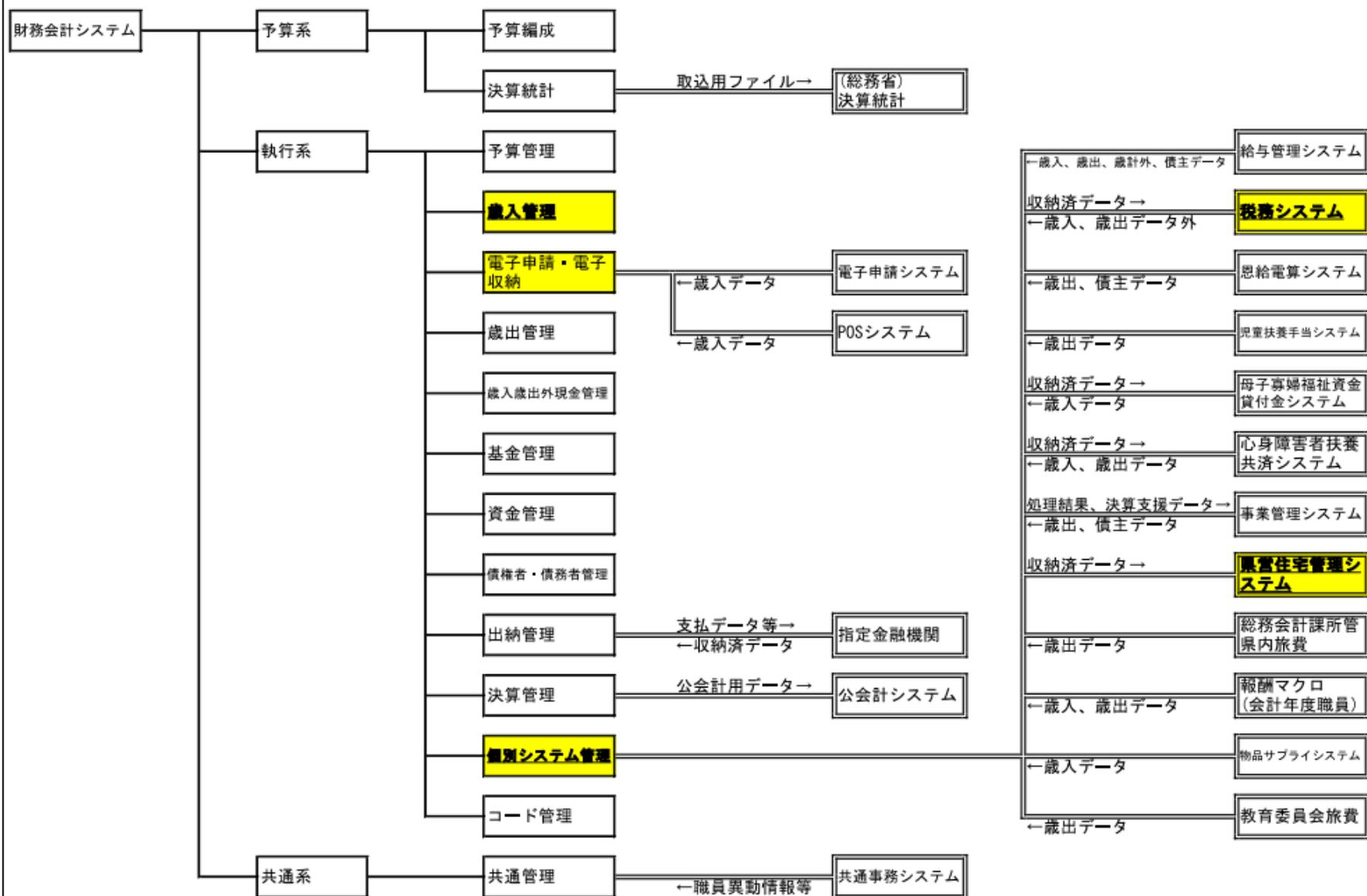
【参考】コンビニ収納を導入している地方公共団体の採番ルールの例（16桁）



【参考】20桁での採番の例



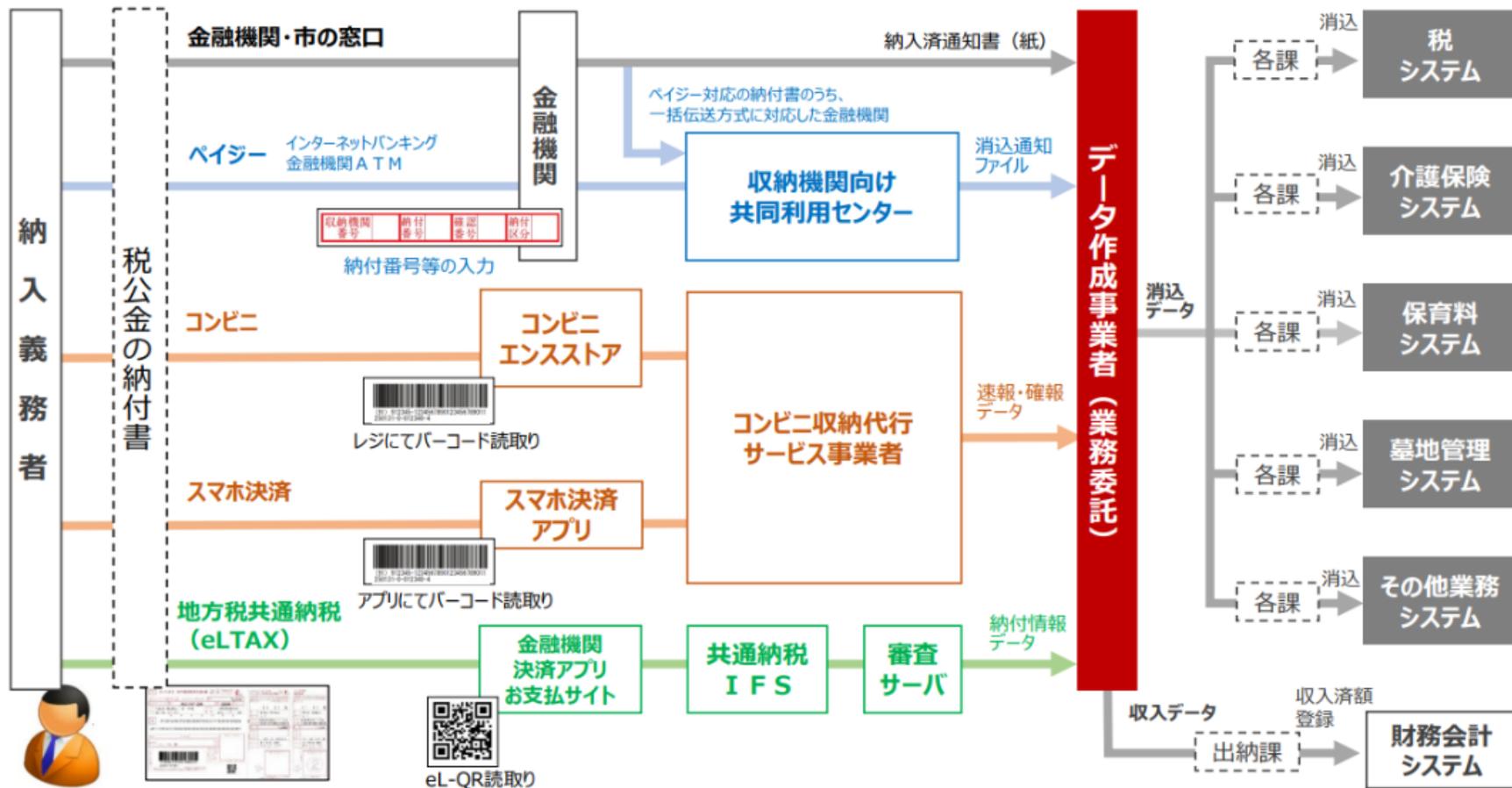
富山県財務会計システム概要図（システム関連図）



消込事務の流れ



- さいたま市では、水道料金・下水道使用料等の一部の公営企業会計を除き、全ての納付手段の納付情報をデータ作成事業者が受領する。
- データ作成事業者は、全ての納付手段について消込データ（納付書番号・金額等のデータ）を各業務システムの形式に合わせそれぞれ作成する。
- あわせて、収入データ（会計・予算科目ごとの収入済額のデータ）を財務会計システムの形式に合わせ作成する。
- これにより、納付手段が追加された場合であっても、データ作成事業者が既存の形式により消込データや収入データを作成するため、各業務システムや財務会計システムについて、消込のための大規模な改修が不要となる。



報告事項⑦

eL-QR付納付書の作成不備に起因するエラー

令和8年2月5日開催
第3回公金収納検討部会

2 インシデント事例

(1) 公金の納付書にeL-QRを印字

納付書（納入済通知書） 

口座番号	加入者名		
令和7年度 介護保険料 第6期	金額	13,700円	
	督促手数料	100円	
	延滞金	円	
納付義務者名	合計金額	13,800円	
通知番号	納期限	令和7年9月30日	
	指定期限	令和7年10月31日	

(現時点で公金への) eLマーク印字は禁止

バーコード使用期限 令和7年10月31日

(ご注意) 金額を訂正した場合コンビニエンスストア等では納付できません。
上記のとおり誤収しましたので通知します。



介護保険料の納付書にeL-QRを誤印字

●事例

- システム標準化切替時、誤って公金の納付書にeL-QRを印字
※eL-QRの公金対応は、令和8年9月24日以降

●影響

- 資金の組戻処理(機構→金融機関→地方団体)
- 納税者への連絡、納付書の回収・再発行

●予防策

- 法令の正しい理解
- 自庁システムの仕様に対する正しい理解
- システムベンダへの正しい情報の展開

報告事項⑦

eL-QR付納付書の作成不備に起因するエラー

令和8年2月5日開催
第3回公金収納検討部会LTA
LOCAL TAX AGENCY

2 インシデント事例

(2) eL-QRに誤ったコードを設定

印字されているeL番号は正しい
(例: 09123-9230126107624023-0023-151)

eL-QRに誤ったコードを設定
(例: 地方団体を示すための共通納税機関コードがオール0
→00000-9230126107624023-0023-151)

●事例

- eL-QRに誤ったデータ(共通納税機関コード等)を設定

●影響

- スマートフォン決済アプリ利用不可(地方税お支払サイトの利用にも制限)
- 金融機関窓口では取扱可能ながら、機構システムにエラーが発生
エラー解消のため、機構からの即時内容調査への対応
- 納税者への連絡、納付書の回収・再発行

●予防策

- eL-QRの仕様に対する正しい理解
- 事前にテスト用の納付書でeL-QRの読取検査

報告事項⑦

eL-QR付納付書の作成不備に起因するエラー

令和8年2月5日開催
第3回公金収納検討部会

2 インシデント事例

(3) eL-QRの格納データと納付書券面の情報が不一致

納入済通知書

納入書

eL番号印字漏れ
(通知書番号のみ印字されていた)

誤ったeL番号を印字
(例: 税目・料金番号がオール9
→09123-9230126107624023-0023-999)

eL-QRの格納データは正しく設定
(例: 09123-9230126107624023-0023-151)

●事例

- 納付書券面にeL番号と異なる番号を印字 (画像例)

●影響

- eL番号入力による納付不可

●予防策

- eL番号の仕様に関する正しい理解
- システムベンダへの正しい情報の展開
- 納付書作成時の目視検査

【補足】税目・料金番号体系における付番（確定）

公金担当
閲覧必須

「地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（令和6年11月）」（抜粋）

※見積参考資料から変更があった箇所を赤字で記載

付番方法

- 税目・料金番号「201_水道使用料～203_水道使用料・下水道使用料」、「224_寄附金」及び「225_特定公金（資金決済法の制約を受ける公金）」は、スマホ決済アプリ等事業者においてシステム制御が必要な公金であり、それぞれ対応する番号の設定が必須。
- 税目・料金番号「204_国民健康保険料～223_住宅使用料」については、それぞれ対応する番号の設定を推奨。
- 上記以外については、税目・料金番号「244_集合納付（公金用）～260_公金10」の中から、地方公共団体の事情に応じて適切に設定。
※ なお、特定公金以外の公金と、特定公金の両方を含んだ1枚の納付書を作成する場合は「225_特定公金（資金決済法の制約を受ける公金）」の設定が必須。

付番一覧（確定）

税目・料金番号	名称	略称名			
		全角4文字以内	全角5文字以内	半角8文字以内	半角10文字以内
201	水道使用料	水道料	水道料金	スイドウ	スイドウリョク
202	下水道使用料	下水道料	下水道料金	ゲスイドウ	ゲスイドウリョク
203	水道使用料・下水道使用料	上下水道	上下水道料	ジョウゲスイ	ジョウゲスイ
204	国民健康保険料	国保料	国民健康保険料	コクリョク	コクリョク
205	介護保険料	介護保険	介護保険料	カイゴホケン	カイゴホケンリョク
206	後期高齢者医療保険料	後期高齢	後期高齢者	コウキコレイ	コウキコレイリョク
207	道路占用料	道路占用	道路占用料	ドウロセンリョク	ドウロセンリョク
208	行政財産目的外使用許可使用料	財産使用	財産使用料	ザイサンリョク	ザイサンリョク
209	港湾占用料	港湾占用	港湾占用料	コウワンセンリョク	コウワンセンリョク
210	河川占用料	河川占用	河川占用料	カヘンセンリョク	カヘンセンリョク
215	土地賃貸料	土地賃貸	土地賃貸料	トチンタイ	トチンタイリョク
216	保育所利用料	保育料	保育料	ホイクリョク	ホイクリョク
217	認定こども園利用料	こども園	こども園料	コドモエン	コドモエンリョク
218	幼稚園利用料	幼稚園料	幼稚園料	ヨウチエンリョク	ヨウチエンリョク
219	高校授業料	高校授業	高校授業料	コウコウ	ジイキヨウリョク
220	学校給食費	学校給食	学校給食費	キョウシヨク	キョウシヨク
221	放置違反金	放置違反	放置違反金	ホウチイハケン	ホウチイハケン
223	住宅使用料	住宅使用	住宅使用料	ジユウタク	ジユウタクリョク
224	寄附金	寄附金	寄附金	キフキン	キフキン
225	特定公金（資金決済法の制約を受ける公金）	特定公金	特定公金	トクテイコウキン	トクテイコウキン
244	集合納付（公金用）（※）	集合納付	集合納付	シユウゴウ	シユウゴウ
245	分割納付（公金用）（※）	分割納付	分割納付	ブンカツリョク	ブンカツリョク
246	分担金	分担金	分担金	ブンタンキン	ブンタンキン
247	負担金	負担金	負担金	フタンキン	フタンキン
248	使用料	使用料	使用料	シヨウリョク	シヨウリョク
249	手数料	手数料	手数料	テスリョク	テスリョク
250	その他公金	公金	公金	コウキン	コウキン
251～260	公金1～公金10	公金1～10	公金1～10	コウキン1～10	コウキン1～10

※ 金融機関窓口において、利用者が意図せず納税準備預金から地方税以外の公金を納付してしまう処理誤りのリスクがあるため、当面の間は、地方団体での地方税と地方税以外の公金が混在した1枚の納付書（集合納付書）は作成不可

ステップ4 関係機関との調整

- 納付書の様式変更や事務フローの見直しについて、金融機関や収納代行業者等と早期に情報共有し、必要な協議を行う。

(留意事項)

- eL-QRを活用した公金収納を行う場合の納付書の様式については、地方税共同機構が公開仕様書として発出している「納付書作成に関するガイドライン」に沿ったものとする。この際、マルチペイメントネットワーク標準帳票や、ゆうちょ銀行の「カク公」「マル公」などの各種様式への準拠の対応を検討すること。(→資料4-2)
- 納付書の様式変更については、金融機関においてシステム改修等が必要な場合もあるため、様式変更の内容検討段階から早期の情報共有・協議を行うこと。特に、令和8年9月や9年度初めに運用開始する場合、金融機関による納付書の様式審査が同時期に集中し、通常よりも時間を要することも想定されるため、できる限り速やかに、審査を依頼できるようにすること。
- 納付書については、金融機関との間で読取りテストを行うこと。この際、テストが不合格となることも想定し、あらかじめ金融機関と調整のうえ、余裕を持ったスケジュールで読取りテストを行うこと。(→資料4-1)

地方税以外の公金のeL-QR付き納付書の読取りテストについて

- 地方税以外の公金の納付書は、生成条件が既存の対応税目と異なることから、以下のとおり、追加税目対応時（3ページ参照）に準じて、地方税以外の公金の納付書の読取りテスト（下図の①）を実施するものとする。

【地方団体に対応をお願いしたい事項】

- (1) 各地方団体において、4ページの手順を参考に、指定金融機関（少なくとも1金融機関）と調整の上、当該金融機関に対し、地方税以外の公金に係るeL-QR付きの納付書を送付いただきたい。

※ 地方税以外の公金の納付書は、各地方団体内でも帳票の様式や作成担当部署が様々であることから、読取りテストの実施に際しては、テスト先金融機関側に混乱が生じないように地方団体内で実施時期等を取りまとめのうえ、調整いただくなどご留意いただきたい。

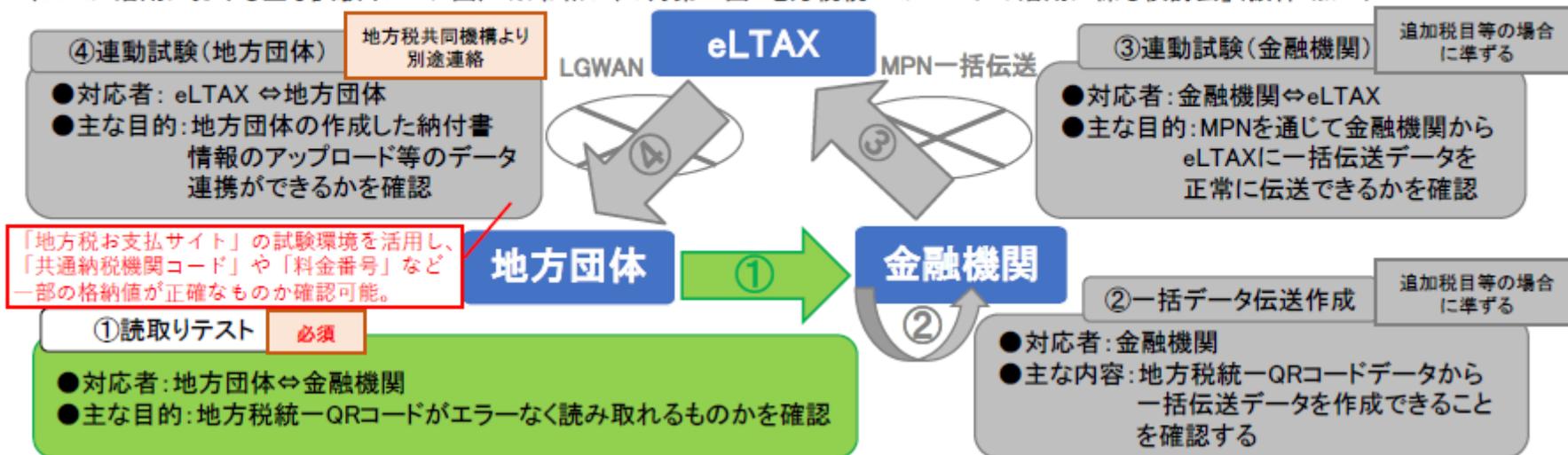
- (2) eL-QRの格納値の設定が適切かどうかについては、(1)(3)の読取りテストでは確認できない場合もあるため、過去の生成エラー事案を参考にしつつ、基幹ベンダーとも調整し、各地方団体において確認の徹底をお願いしたい。

※ 併せて、納付書の発出前に下図の④のうち「地方税お支払サイト」の試験環境によるテストを活用することも有効。

【金融機関に対応をお願いしたい事項】

- (3) 地方団体より、読取りテストに係る納付書の送付があった場合には、4ページの手順を参考に、eL-QRをエラーなく読み取れるか確認の上、当該地方団体に結果を回答いただきたい。

〈eL-QR活用における主な試験イメージ図〉 ※令和5年8月第11回「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」（抜粋・加工）



(参考) 納付書レイアウトに係る留意点について

- 納付書レイアウトの決定に当たっては、「納付書作成に関するガイドライン」(地方税共同機構)、「地方税統一QRコード(eL-QR)の取扱いに関する手引」(地方税統一QRコードの活用に係る検討会)を確認すること。

二次元コードがeL-QRであることを示すため、**eLマーク及び「eL-QR」の文字の印字は必須**とされている。

eL-QRの生成に当たっては、**バージョン・セルサイズやドット数の定め**に留意すること。納付書を印刷する**プリンタの解像度も300dpi以上**とすること。

読取りの障害となるため、**金融機関が受け取る①納入済通知書及び②原符の表面(おもてめん)には、eL-QR以外の二次元コードを表示しない。**

また、納税者等の混乱を避ける観点から、**原則、③領収証書部分の表面にもeL-QR以外の二次元コードを付さない。**ただし、納付書発送作業等のため、③領収証書部分に内部管理用のQRコードを付すことを妨げるものではない。

カク公帳票やMPN標準帳票等の一部の納付書については、**eL-QRの印字位置が定められている。**(帳票下端から20mm、右側破線部から35mm)

ステップ5 団体連動試験

- eLTAXと地方公共団体側システムの間で問題なく運用ができることを確認するため、サービス開始前に団体連動試験を行う。団体連動試験は地方税共同機構の指定するスケジュールで実施する。
(→資料5-1)

(留意事項)

- ・ 令和8年9月にサービスを開始する場合の団体連動試験は、令和8年4月より順次実施する予定であり、地方税共同機構からの連絡をよく確認し、的確に対応すること。
- ・ 令和8年9月より後にサービスを開始する場合の団体連動試験の日程についても、別途地方税共同機構より調整のうえ連絡するため、的確に対応すること。

報告事項④

団体連動試験について

令和8年2月5日開催
第3回公金収納検討部会

1 団体連動試験の実施について

- 令和8年9月から、公金対応に伴う改修を反映した共通納税インターフェースシステム（以下共通納税IFSとする）の運用が開始されるにあたり、地方団体（公金担当課）において、共通納税機関コードの状態や公金収納の開始時期に応じて、各基幹システム等における公金収納の運用開始までに本番運用相当の一連の流れに沿った確認を団体連動試験（下記3分類）により実施
- なお、団体連動試験は主に地方税共通納税システムの試験環境を使用するが、各基幹システム等の試験環境は地方団体側で準備

団体連動試験の試験分類と工程

試験分類	① 疎通試験	② 機能性確認試験	③ 総合連動試験
試験内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方団体が用意する端末、または、基幹システム（連携サーバ）等の本番環境及び試験環境と、共通納税IFSの本番環境及び試験環境との間において、ネットワークレベルで正常に通信できるかを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通納税IFS利用端末のWEBブラウザ及びAPI連携の利用環境から、共通納税IFSの基本的な処理が行えることを確認する。基幹システム等において作成した納付書情報登録ファイルを、共通納税IFSに送信・登録できるかを確認する。 ● 共通納税IFSを活用して、登録したデータの照会・更新等の基本的な処理ができるかを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通納税IFSへの納付書情報登録、eLお支払サイトからの納付、共通納税IFSからの納付情報ファイル等の取得、基幹システム等での取り込み確認といった、本番運用相当の一連の流れを確認する。

団体連動試験完了

報告事項④

団体連動試験について

令和8年2月5日開催
第3回公金収納検討部会

2 団体連動試験スケジュールについて

- 下記に令和8年9月及び令和9年4月に運用を開始する団体の団体連動試験スケジュール例を記載
- 運用開始までに各種試験を完了し機構まで報告を行うこと

▶ 令和8年9月運用開始の団体連動試験スケジュール例

	令和7年度						令和8年度													
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
団体連動試験	端末準備、NW整備						①疎通試験	②機能性確認試験				③総合連動試験		予備期間						▲運用開始(R8.9)

▶ 令和9年4月運用開始の団体連動試験スケジュール例

	令和8年度										令和9年度														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9							
団体連動試験	端末準備、NW整備										①疎通試験	②機能性確認試験				③総合連動試験					予備期間				▲運用開始(R9.4)

3 団体連動試験に関する各種ドキュメントの公開及び説明会開催について

- 団体連動試験に関する各種ドキュメントは、2月末に地方団体コミュニケーションツールにて公開予定
- 団体連動試験に関する説明会を令和8年3月6日（金）にZoomウェビナーにて開催予定
※開催時間や参加URL等の詳細は別途通知予定
- 説明会動画は後日公開を予定

eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項

ステップ6 運用開始に向けた体制整備

- eL-QRを活用した公金収納のサービス開始までの間に、「住民等からの問い合わせに係る対応の整理」（団体内で対応するもの、地方税共同機構や決済事業者への問い合わせを案内するもの など）や「インシデント発生時の対応の整理」など、必要となる庁内の運用体制を整備する。

（留意事項）

- ・ 納付者によるお支払サイトの使い方は、同サイトにマニュアル・よくある質問が掲載される。なお、公金収納に対応したマニュアルは令和8年9月24日以降に掲載される見込みだが、地方公共団体には令和8年2月末に公開予定の公開仕様書により提供される予定であるため、これを参考にすること。
- ・ 利用可能な金融機関（インターネットバンキングを含む）、クレジットカードブランド及びスマートフォン決済アプリはお支払サイトや地方税共同機構ホームページに掲載されている。
- ・ 納付者による各決済アプリ、インターネットバンキングサイト及びATMの操作方法については、各事業者により異なるので、各ホームページやアプリのヘルプ機能等を案内することが考えられる。
- ・ 前述の点については取りまとめ部局から庁内に周知し、収納の対象とする公金の所管部局において、お支払サイトで公開されている納付の手順を参照するなど、公金納付者が行う手順の内容を確認しておくこと。
- ・ 地方公共団体における広報資材は、地方税共同機構よりHPを通じて令和7年度末を目処に各地方公共団体に提供される予定である。

eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項

ステップ6 運用開始に向けた体制整備

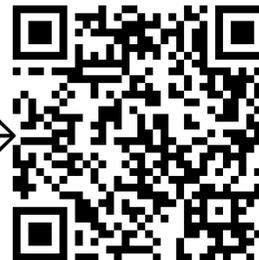
(前ページ続き)

- 地方税共同機構に収納金振込口座(入金口座)を申請する必要がある。令和8年度中に開始する団体の申請手続は、4月に地方税共同機構から案内される。
- 地方税共同機構への次回の収納機関コード取得・変更申請は、令和8年4～6月の予定※。特に、コード未取得の団体は積極的に検討いただきたい(開始時期検討中でも申請可能)。
※令和9年4月に開始する場合は最終タイミング。今後も当面1年度1回の申請受付を予定。
- 地方税共同機構の案内(令和8年5～6月予定)に従い、各地方公共団体で情報セキュリティ対策に係る自己点検を行うこと(令和8年度は、令和8・9年度に開始する団体が対象)。
- eLTAX側でインシデント等が発生し運用が停止した場合は、地方税共同機構より地方団体コミュニケーションツール等により通知されるほか、必要に応じてホームページ・報道等での公表を行う。その他、総務省から行うアナウンスについても確認すること。
- 地方公共団体側でeLTAXの運用に影響を与える可能性があるインシデント等が発生した場合は、地方税共同機構に地方団体コミュニケーションツールにより報告し、地方税共同機構と連携して対応する必要があるためあらかじめ庁内の連絡体制を整備すること。

(参考)

[コンテンツ一覧\(よくあるご質問\) - お支払サイト](https://www.payment.eltax.lta.go.jp/) →

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



都道府県のDX推進体制での取組について

- 都道府県は、「都道府県と市町村が連携したDX推進体制構築に係る今後の進め方について（依頼）」（令和7年1月24日付け総行情第9号、総情第6号）の下記の記載も踏まえ、市町村のeL-QRを活用した公金収納の導入に向けて、都道府県のDX推進体制で取り組むことを検討する。

「都道府県と市町村が連携したDX推進体制構築に係る今後の進め方について（依頼）」（抜粋）

・eL-QRを活用した公金収納の取組の推進

eL-QRを活用した公金収納については、令和8年9月以降の開始に向けて、市町村間で検討が先行している団体の事例共有や課題解決に向けた知見の共有を行うことが重要であるため、各都道府県において、推進体制を活用した市町村間の情報共有をご検討いただきますようお願いいたします。

また、推進体制の会議の場において、総務省から国の取組の説明や先行団体の検討状況の紹介等を行うこともできるため、積極的に相談ください。

（推進体制での取組例）

- ・ 総務省が実施している取組状況に関する調査等を調査・照会（一斉調査）システムから取得し、都道府県内市町村の回答状況を共有することで、取組状況を見える化する。
 - ・ システム改修において案件を一意に特定する方法等の取組に係る具体的な手法について、都道府県内市町村のベンダーとの調整状況・対応策を共有するなど知見を共有する
 - ・ 都道府県内市町村におけるeL-QRを活用した公金収納の認識度合いに差がある場合に、基礎的な知識の共有の場として、総務省職員等を講師とする説明会を実施
- ※ 総務省職員等の派遣については、随時、総務省行政経営支援室において相談を受け付けることとしているため、積極的に活用されたい。

(参考) 用語集

★地方税共同機構 ★eLTAX

地方団体が共同して運営する法人として平成31年に設立された。地方税に関する電子手続のポータルシステムであるeLTAXや自動車税等関係手続システムの管理運営、地方税に関する教育・研修や調査研究、広報その他の啓発活動等の業務を行っている。

★地方税共通納税システム

地方税及び地方税以外の公金の納付に当たって、eL-QR等を活用した複数の納付手段を提供することにより利用者の納付手続の電子化を実現するとともに、地方団体や金融機関との納付・入金情報を電子的に共通管理するための、地方税共同機構が構築・運用・保守を行うシステムのことをいう。

★共通納税インターフェースシステム（共通納税IFS）

「統一納付書マスタ」の管理画面等の提供を行うシステムをいう。LGWANの閉域網内に地方税共同機構がLGWAN-ASPとして構築・運用を行う。

地方団体は、共通納税インターフェースシステムと連携して納付書情報のアップロードや納付情報のダウンロード、メンテナンス等を行う。

★地方税統一QRコード（eL-QR）

総務省と全国銀行協会によって共催された「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」にて定義された二次元コード。利用者がPCやスマートフォンから電子納付する場合や、金融機関に納付書を持ち込んだ場合等に、納付書の情報を読み込むために使用する。

★eLマーク

地方税共通納税システムに対応する納付書であることを、利用者や金融機関窓口職員が認識できるようにするためのマークとして、地方税共同機構が制定したマーク。eL-QRを付した納付書には必ず表示することとされている。

★eL番号

納付書を一意に特定するキー情報として地方団体が採番を行う情報。地方団体は自団体の採番規則を検討し、「共通納税機関コード」「案件特定キー」「確認番号」「税目・料金番号」の組み合わせで、納付書を一意に特定できるようにしなければならない。

★税目・料金番号

税目や料金の区分を示すコードをいい、MPNにて規定される。

★共通納税機関コード

地方税共同機構から各地方団体へのファイルや公金の提供先を示すコードをいい、地方団体からの申請により、地方税共同機構において付番する予定。1 地方団体につき、既に地方税の収納のために割り振られたものを含めて3 つまで取得することが可能。

★案件特定キー ★確認番号

納付書を一意に特定するキー情報として地方団体が採番を行う情報。

★納付情報ファイル

いつ、誰が、誰に、どの税目・申告区分・期別の税金・公金を、いくら、どのように支払ったか等を示す納付情報データを格納するファイル。共通納税IFSから地方団体がダウンロードする。

★納付書情報登録ファイル

納付書に対応する納付書情報データを格納するファイル。地方団体が共通納税IFSにアップロードする。

★全件アップロード方式

納付書発付のタイミング等で、利用者に納付書が送達される前に納付書情報の全件をアップロードする方式をいう。

★選択アップロード方式

利用者が電子納付を行いたい納付書を選択して地方団体へ依頼することで、地方団体が納付書情報を依頼の都度アップロードする方式をいう。

★マルチペイメントネットワーク（MPN）

代金等の支払いについて、各種収納機関と金融機関を結び、顧客・金融機関・収納機関の間で発生する様々な決済に関わるデータを伝送するためのネットワークサービス。eL-QRを活用した収納においては、地方税共同機構が収納機関となって利用している。